



大阪市総合トップ ▶ 組織一覧 ▶ 北区 ▶ 子育て・教育 ▶ 生涯学習 ▶ 家族を守る遺言のすすめ(全3回)を開催しました。▶

家族を守る遺言のすすめ(全3回)を開催しました。

[2012年3月15日]

家族を守る遺言のすすめ

法律・実務のプロに解説していただきました！

遺言なんて自分には関係ないと思っていませんか？遺言は家族に送る最後の手紙と言われます。残された家族が争わず、平穏に過ごせるようにするには遺言の作成が有効です。

今回は、「遺言」をテーマとして全3回でそれぞれの分野の専門家にお話をいただきました。

第1回は、トラブルの実例から遺言作成の必要性、遺言の書き方についての説明をしていただきました。第2回は、税金の面からのアプローチとして相続税と節税対策について、第3回は、主に生命保険を利用した相続税対策について説明をいただきました。

各回とも当初の定員を超えるご参加をいただき、遺言や相続について関心を持つようになったという感想を多くいただきました。

今後も皆様のニーズにお応えできるよう様々な講座を開催する予定ですので、ぜひご参加ください。

講座の様子をご紹介します。



【左】洞 良隆さん(弁護士) 【中央】夫馬 竜司さん(税理士) 【右】磯野 竜一さん(ファイナンシャルプランナー)

日程と内容

第1回：平成24年4月24日(火)14時～15時30分

法律編：洞 良隆さん(弁護士)

・遺言がないとどうなる？その作成方法と費用

第2回：平成24年5月8日(火)14時～15時30分

税金編：夫馬 竜司さん(税理士)

・法改正であなたにもかかってくる相続税！

第3回：平成24年5月22日(火)14時～15時30分

保険編：磯野 竜一さん(ファイナンシャルプランナー)

・生命保険を利用した相続策とは？

開催場所

費用：無料

場所：北区役所 別ウィンドウで開く 4階 会議室

定員：各20名(多数抽選)



このページの作成者・問合せ先

大阪市北区役所 住民自治課住民自治グループ・市民協働チーム

住所：〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号(北区役所4階)

電話：06-6313-9743 ファックス：06-6362-3821

[メール送信フォーム](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

[サイトの使い方](#) [サイトの考え方](#) [個人情報の取り扱い](#) [著作権・免責](#)

大阪市北区役所 〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号

電話：06-6313-9986 ファックス：06-6362-3821

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.



すーちゃん のんちゃん
北区のキャラクター

* 北区役所 HP での閲覧ができなくなったため、当事務所において保存の上で表示しております。
あしからずご了承下さい。